

鳥取県高齢者居住安定確保計画(案)に関するパブリックコメントの実施結果について

平成25年5月30日
生活環境部くらしの安心局住宅政策課
福祉保健部長寿社会課

高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）に基づく高齢者居住安定確保計画（案）についてパブリックコメントを実施した結果は下記のとおり。

1 実施の概要

(1) 実施期間

平成25年3月25日（月）から4月24日（水）まで

(2) 意見募集の方法

- ・パブリックコメントに係るチラシ、鳥取県高齢者居住安定確保計画（案）及び同計画（案）概要版を県ホームページで公開すると共に、県庁県民課、各総合事務所、県立図書館及び市町村役場において配布した。また、報道機関への情報提供及び新聞掲載を実施した。
- ・意見は、郵送、ファクシミリ及び電子メールのほか、パブリックコメント資料を配布した場所に設置した意見箱により受付けた。

2 結果の概要

(1) 意見のあった件数・・・11件（応募者数は5人）

(2) 意見の内容と対応方針

○計画（案）に対する意見（10件）

意見の概要	対応方針
<p>・住み慣れた地域で暮らし続けるのは理想ですが、家族の負担は計り知れないものがあります。家族に「私たちが応援するので頑張って下さい」とは気軽に言えません。施設入所を希望される方がとても多いのが実情です。</p> <p>そういった観点から、特別養護老人ホームや小規模多機能の数を是非増やしていただきたいです。サービス付き高齢者住宅の数が増えつつありますが、認知症が進行すると退去せざるを得なかったり、お金を持っている人でないと入居できない現実もあります。</p> <p>「お金がない」ため必要なサービスが受けられない方は自分の周りにもたくさんいます。そういった点も考慮していただければと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none">・特別養護老人ホーム及び高齢者の認知症の方を対象とした高齢者認知症グループホームの整備数等については、県及び市町村で3年毎に介護保険事業支援計画の中で見直しを行っているところです。・特別養護老人ホーム等の整備については、次回の介護保険事業支援計画を策定する中で、地域の状況や、施設への入居を希望しておられる方の数及び介護保険料額を考慮しながら検討します。
<p>(高齢者向け住宅、公営住宅について)</p> <ul style="list-style-type: none">・建てるのは、生活に便利な所、賑わいのある所が良い。・棟数は、2～4棟が良い。住んでいる人達との交流も出来る。・金額も抑えてもらいたい。家賃が低くないとまず入居ができない。	<p><高齢者向け住宅について></p> <ul style="list-style-type: none">・サービス付き高齢者向け住宅については民間事業者が事業主体となり、地域の需要及び採算性等を考慮して整備しており、行政が立地場所等について誘導することは難しいと考えています。・低所得の高齢者世帯に対する入居の円滑化策として、サービス付き高齢者向け住宅の家賃その他の生活に必要な費用の低廉化は重要な課題として認識しており、事業者に対して働きかけを行っていきます。 <p><公営住宅について></p> <ul style="list-style-type: none">・県営住宅については、現在、身体障がい者、高齢者等に優先的に入居していただく制度を設けており、特に高齢者世帯には住棟の低層階への入居をして頂くよう配慮しています。・公営住宅の家賃については、収入状況に応じて家賃の減額措置を行っています。・公営住宅の立地やコミュニティの形成については、ご意見にあるような課題も認識してお

	り、昨年度から優先入居制度に子育て世帯も加えたところです。今後の整備計画において参考とさせていただきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化率の増加に見合った高齢者の住まいをその必要量、機能別に整備する目標となっているのだろうか。 ・国の施策に沿って、公的施設は増やさず、民間営利企業頼みの供給目標設定になっているように思う。 ・元気高齢者が増加するのは当然だが、要介護高齢者も増加する。現在でも特別養護老人ホームや介護保健施設、介護療養型医療施設への入所待ちは増えている。 ・国が誘導する『「施設」から「在宅」へ』の施策が言葉通りに進むことはあり得ない。財政対策優先の高齢者施策であり、「人」を中心に据えた施策でないだけに、このままでは矛盾が矛盾を生み悲惨な高齢者が多数生まれるのではないかと危惧している。こうした高齢弱者と言われる人々への終の棲家の整備は行政の責任に負うところが大きいと思うが、整備目標としては「無い」に等しい計画となっている。一定の所得がある高齢者は民間営利業者の様々な施設への入居も可能でしょうが、そうでない人々にとっては公的整備が頼みの綱。 きれいな計画書でなくていい、泥臭い不十分なものでもいい、悩み苦悩するような計画であっていいので県民が希望がもて勇気が湧いてくるような計画づくりを期待する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の住まいの供給目標量については、高齢化率の増加を踏まえ、近い将来における要配慮高齢者世帯数を推計した上で必要量を算出したものです。 ・特別養護老人ホーム等の整備については、次回の介護保険事業支援計画を策定する中で、地域の状況や、施設への入居を希望しておられる方の数及び介護保険料額を考慮しながら検討します。 ・このほか公的賃貸住宅へ的高齢者居宅生活支援施設の併設を検討することとしています。 ・高齢者向けの住宅施策の在り方については、自治体の財政状況を踏まえつつ可能な限り県民の視点に立った施策を展開する一方、民間活力を最大限活用することで、今後増加する高齢者の様々な実情に応じ、多様な住まいを提供できるよう配慮したいと考えています。
<ul style="list-style-type: none"> ・あんしん賃貸支援事業の実施に当たっては、市町村との連携が必要です。今後増大が予想される高齢者への入居支援を進めるには、市町村の関与をもっと強めると共に、人的支援・財政的支援も必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・あんしん賃貸支援事業は、市町村と連携を取り、協力を得ながら実施しており、平成 24 年 11 月の鳥取県居住支援協議会を設立し、更に連携体制を強化したところです。 ・同協議会の運営にあたり、財政面での連携は今後の課題と考えておりますので、市町村の理解を得ながら、引き続き検討を進めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・連帯保証人の確保が困難な高齢者が増えています。所得水準の低い高齢者に対応した債務保証制度が求められます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得の高齢者世帯に対する入居の円滑化策については、現在、あんしん賃貸支援事業において、(財) 高齢者住宅財団による家賃債務保証制度の普及に取り組んでいます。今後、鳥取県居住支援協議会による関係団体の連携、取り組みを積極的に推進する予定です。

○その他の意見（1件）

- ・鳥取県高齢者居住安定確保計画（案）の内容についての質問

3 その他

本計画（案）について、高齢者住まい法に基づき、市町村への協議及び鳥取県地域住宅協議会への意見照会を行った結果、特段の意見は無かった。（パブリックコメントと並行して実施。）

4 今後の予定

パブリックコメントにより得られた県民からの意見をふまえ、高齢者居住安定確保計画（案）を精査し、平成25年6月を目処に計画を策定する。